

(別 紙)

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人碧水会

① 財団 ■ 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人

■ その他

③ 基金制度採用 ■ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 滋賀県守山市勝部一丁目 1 番 21-202 号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 19 年 2 月 13 日

(4) 設立登記年月日 平成 19 年 2 月 22 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	明神 徹郎	守山こころのクリニック管理者
副理事長	明神 裕子	
理 事	明神 淳子	
同	明神 寛暢	
監 事	島田 美智子	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第 46 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 46 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	守山こころの クリニック	2510701283	滋賀県守山市勝部一丁 目1番 21-202号	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、
その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれ
ぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載する
こと。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】
書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことが
できる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月23日 令和4年度決算の決定

令和6年3月25日 理事辞任の承認

様式2

法人名 医療法人碧水会

所在地 滋賀県守山市勝部一丁目1番21-202号

※医療法人整理番号 0 0 3 4 5

財 产 目 錄

(令和6年3月31日現在)

1. 資 产 额	120,193 千円
2. 負 債 额	6,700 千円
3. 純 資 产 额	113,493 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	33,870
B 固定資産	86,323
C 資産合計 (A+B)	120,193
D 負債合計	6,700
E 純資産 (C-D)	113,493

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人碧水会
 所在地 滋賀県守山市勝部一丁目1番21-202号

※医療法人整理番号 0 0 3 4 5

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	33,870	I 流動負債	6,700
II 固定資産	86,323	II 固定負債	0
1 有形固定資産	7,720	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	355	負債合計	6,700
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	78,248	純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	11,604
		II 積立金	101,889
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	113,493
資産合計	120,193	負債・純資産合計	120,193

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人碧水会
 所在地 滋賀県守山市勝部一丁目1番21-202号

※医療法人整理番号 0 0 3 4 5

損 益 計 算 書
 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	81,645
2 事業費用	83,735
本来業務事業利益	△ 2,090
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	△ 2,090
II 事業外収益	4,445
III 事業外費用	
経常利益	2,355
IV 特別利益	3,931
V 特別損失	550
税引前当期純利益	5,736
法人税等	1,205
当期純利益	4,531

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監事監査報告書

医療法人碧水会

理事長 明神徹郎 殿

私（注1）は、医療法人碧水会の令和5年会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月15日

医療法人碧水会

監事 島田美智子

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。